

## 【博物館に相当する施設の指定の取消しに関する基準】

### 1. 根拠法令

- 博物館法(昭和26年12月1日法律第285号。最終改正は令和4年4月15日法律第24号)(以下「法」という。)
- 博物館法施行規則(昭和30年10月4日 文部省令第24号。令和5年2月10日 文部科学省令第2号)(以下「施行規則」という。)

### 2. 処分基準

- 教育委員会は、指定をした施設が博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと認めるとき、その他施行規則第27条に定める事由に該当するときは、当該指定施設の指定を取り消すことができる。

- (1) 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなったと法第31条第1項の規定による指定をした者が認めるとき
- (2) 偽り或其他不正の手段により法第31条第1項の規定による指定を受けたとき
- (3) 施行規則第25条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (4) 施行規則第26条の規定による市の教育委員会の求めに対して、報告せず、又は虚偽の報告をしたとき

## 【参考資料】

### 1. 博物館法〔抜粋〕

#### 第五章 博物館に相当する施設

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

- 一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの
- 二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの(指定都市の区域内に所在するもの(都道府県が設置するものを除く。))を除く。)
- 三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

### 2. 博物館法施行規則〔抜粋〕

(報告)

第二十五条 法第三十一条第一項の規定に基づき文部科学大臣又は都道府県若しくは

指定都市の教育委員会が博物館に相当する施設として指定した施設（以下「指定施設」という。）が前条第一項に規定する要件を備えなくなつたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県又は指定都市が設置する施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、地方独立行政法人が設置する施設にあつては当該地方独立行政法人の長が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

第二十六条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、自ら法第三十一条第一項の規定により指定した指定施設に対し、第二十四条第一項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

（指定の取消し）

第二十七条 法第三十一条第二項に規定する指定施設の指定を取り消すことができる事由は、次のとおりとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を行う施設に該当しなくなつたと法第三十一条第一項の規定による指定をした者が認めるとき。
- 二 偽りその他不正の手段により法第三十一条第一項の規定による指定を受けたとき。
- 三 第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 前条の規定による文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の求めに対して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。